

もっと知りたい！ 印紙税Ⅱ

印紙税は、日常の経済取引に伴って作成する契約書や金銭の受取書（領収書）に課される税金で、印紙税額一覧表に掲げられている20種類の文書が課税対象となります。

しかし、課税文書に該当するか、2以上の事項が併記されている文書の取扱いなど、判断に迷う場合も少なくありません。そこで、今回の研修では、本年6月に続いて印紙税のエキスパートである清水税理士を講師にお迎えし、印紙税について実務上の留意点、疑問点について、詳しく解説いただきます！

印紙税って詳しくないんだけど！

この文書 課税文書かしら！？

印紙を貼りすぎたわ どうしよう！？

〇号と〇号文書の違いがわからないんだけど？

この研修に参加して良かったわ

そうね！

会 員 無 料
他協会 2,000円
一 般 3,000円

日時 平成30年1月22日(月) 午後2時～3時30分
場所 南納税協会 3階 大会議室

大阪府中央区谷町7-5-22 TEL 06-6762-2457
FAX 06-6762-5015

講師 清水康志 税理士（近畿税理士会所属）
主催 公益社団法人 南納税協会
定員 40名(先着順)



※お手数ですが、1月18日（木）までに下記にご記入後FAXにてお申込下さい。

◇ 印紙税Ⅱ 申込書 ◇

公益社団法人
南納税協会宛 (FAX 06-6762-5015)

平成 年 月 日

※受講票の送付並びに受付完了のご通知は致しません。

○をご記入ください

※ご記入頂いた個人情報は、当協会の研修会・セミナーに関する連絡、確認、各種サービスに関するお知らせ等のみ使用させていただきます。

・会員 ・他協会 ・一般

会社名		氏名	
住 所	〒	TEL	
		FAX	